宇都宮短期大学附属高等学校 調理科後援会会則

（昭和63年６月４日改定）

第１条　この会は，宇都宮短期大学附属高等学校調理科後援会と称する。

第２条　この会の事務所は，宇都宮短期大学附属高等学校内におく。

第３条　この会は，宇都宮短期大学附属高等学校の調理科の教育の振興に協力することを目的とする。

第４条　この会は，宇都宮短期大学附属高等学校の調理科に在学する生徒の保護者，卒業生及びこの会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第５条　この会の運営のため次の役員を置く。役員の任期は１年とし再任は妨げない。

（１）会長　１名　（２）副会長　２名　（３）委員　若干名

（４）会計　２名　（５）監事　２名　（６）顧問　若干名

第６条　会長は，この会の運営の責任者となり会議を招集しその議長となる。

第７条　副会長は，会長を補佐し会長に事故あるときはこれに代わる。

第８条　委員は，会長を助けてこの会の運営に当たる。

第９条　会計は，この会の経理に当たる。

第10条　監事は，この会の会計の監査に当たる。

第11条　顧問は，この会全般の運営について諮問する。

第12条　この会の運営のため次の機関を置く。

（１）総会　（２）役員会

第13条　総会は，会員の過半数の出席をもって成立し，その議事は出席者の２分の１以上をもって決定する。

第14条　総会は次の事項を行う。

（１）事業計画，予算の審議決定　（２）事業報告，決算報告の承認

（３）会則の変更　（４）役員の選出　（５）その他重要な事項

第15条　役員会は，各役員(監事を除く)をもって構成する。

第16条　役員会は，総会の決定事項を執行し総会議案の作成に当たる。

第17条　監事は総会に監査の結果を報告しなければならない。

第18条　この会には，次の帳簿を備え必要な記録を残さなければならない。

（１）会議記録簿(総会・役員会・監事会)　（２）会計簿

第19条　この会の運営は，会費(月額700円)及び寄付金等をもって充てる。

第20条　この会の年度は，４月１日にはじまり翌年３月31日に終わる。

第21条　この会は，昭和46年１月１日から発足する。

第22条　慶弔規定は，別に定める。

慶弔規定

第１条　本会会則第22条により左記の事業を行う

（１）会員の吉凶に対する慶弔　（２）教職員（調理科関係）に対する慶弔

第２条　前条の目的をはたすために次の如く定める。

（１）会員及び会員配偶者が死去したるときは香典5,000円とする。

（２）会長及び副会長，役員任期満了なるとき感謝状と共に記念品を贈る。

（３）その他の場合は，委員会で適宜に決定実施する。